

内科医師着任のお知らせ

8月31日付をもって退職した越智勝治医師の後任として、中村 勝(なかむら まさる)医師が12月3日より着任することになりました。

内科医不在の間、町民の皆様や患者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

これからも皆様のために安心安全な医療を提供できる病院、信頼される病院として確立していくために、職員一丸となって取り組んで参りますので、よろしくお願い申し上げます。



医師 中村 勝 (副院長)
長野県生まれ、43歳(佐賀医科大学卒)

趣味は下手なスキーとバイクいじりです。
長野県も寒いのですが、和寒の夏冬の寒暖差が70℃近くあるというのには驚きました。しかし、その気候のおかげで美味しいかぼちゃが収穫でき、その雪を利用して越冬キャベツを生産されており、その工夫には頭がさがります。

長寿と言われる長野県に限らず、最近全国的に食生活の欧米化と車社会のせいで肥満、高血圧、高脂血症などの生活習慣病が増えております。またタバコによる肺癌や閉塞性肺疾患などの病気も増えております。

それらの病気を少なくする鍵が和寒の農産物にはあると思います。かぼちゃのカロチンとキャベツのビタミンCで癌を減らし、夏や冬のスポーツで汗をかき、美味しいジンギスカンに舌鼓を打つ。元気で長生きできる環境がここにはあるのかも知れません。

厳しい自然を克服し、自然とうまく付き合ってきた和寒町の皆様の健康の為に不器用ではありますが、少しでも貢献できれば幸いです。よろしくお願いいたします。

年金あれこれ

**今は、どうしても国民年金保険料がおさめられない・・・
そんなときは、まずご相談ください！保険料の「免除制度」があります。**

保険料を納めるのが困難なときは、申請して承認されると保険料の納付が免除される「免除制度」があります。保険料が免除される額は下記の4区分となります。

全額納付	(保険料月額 14,100円)
全額免除	(納付なし)
4分の3免除	4分の1納付 (保険料月額 3,530円)
半額免除	半額納付 (保険料月額 7,050円)
4分の1免除	4分の3納付 (保険料月額 10,580円)



どちらの免除に該当するかは、前年所得により基準が定められています。所得基準額の目安(概算)は下記のとおりです。

世帯員数	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯 夫婦・子2人(子の1人は16歳以上23歳未満)	162万円程度	230万円程度	282万円程度	335万円程度
2人世帯 夫婦	92万円程度	142万円程度	195万円程度	247万円程度
単身世帯	57万円程度	93万円程度	141万円程度	189万円程度

この額はあくまでも目安であり、世帯状況や各種控除等により基準が異なります。

免除は、被保険者、配偶者及び世帯主それぞれの前年所得が免除の対象となる基準額を下回る場合に承認されます。

減額された保険料を納めないまましていると、その期間は「未納期」として扱われ、老齢基礎年金の受給資格を得る期間としても数えられず、老後の年金額にも反映されません。

その他に、退職(失業)による特例免除があります。

失業 1、倒産 1、事業の廃止 1、天災などが原因で所得が無くなったことにより国民年金の保険料が納付出来ない方は、その事実が確認できる公的機関の証明書 2の写しを添付していただくと、その方(本人)の前年度所得は審査対象外となります。

1 免除を申請する日に属する年度またはその前年度に失業(離職)された方が対象です。

2 「雇用保険受給資格証」「雇用保険被保険者離職票」「離職者支援基金の貸付決定通知」など

	申請者(本人)の前年度所得	配偶者の前年度所得	世帯主の前年度所得
一般の免除申請	審査対象	審査対象	審査対象
申請者(本人)が失業したことによる特例申請	審査対象外	審査対象	審査対象

配偶者または世帯主が失業した場合にもそれぞれ所得審査対象外となります。

保険料の納付を忘れずに……納めて安心…国民年金